

STOP！施設内権利侵害

～子どもは虐待されるために養護施設に入るんじゃない！～

施設内虐待の状況と「社会的養護専門委員会」報告書

平成 7 年 12 月、福岡県の福岡育児院の子どもたちが体罰を訴えて、マスコミが取り上げたため、児童養護施設における児童虐待は社会に知られるようになりました。それ以前も、職員の暴力・性暴力を訴えた子どもはいましたが、「大人の関心を求めるために嘘をつく」「虚言癖がある」などとされ、なかなか信じてもらえない状況でした。

平成 8 年 4 月、千葉県之恩寵園の子どもたち 13 名が集団脱走し、園長の虐待を訴え、テレビが放送し、他のマスコミも継続的に取り上げたことで、さらに知られるようになりました。しかし、依然として社会の関心は低く、虐待するのは特別な施設と思われていました。

平成 11 年 9 月、神奈川県の子童養護施設「鎌倉保育園」の児童虐待に対して、児童養護施設では初めての改善勧告が出されました。その後は、次々と改善勧告や改善命令が出されるようになり、平成 19 年 3 月末現在、当会が把握しているだけで、8 年間で約 26 か所の施設に対して改善勧告等が出されました。これは、日本の養護施設の 4.7%に当たります。

また、改善勧告等が出されないまでも、施設内人権侵害が発覚した児童養護施設は 72 ヶ所を上回り、これは日本の養護施設の 13.6%（1 割以上）に当たります。

この、施設内虐待の増加（表面化）を受けて、平成 18 年 10 月 6 日、厚生労働省が通達「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」を出し、「施設内虐待」を公式な言葉として使いました。

平成 19 年 9 月から 11 月に開催された「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」においては、「施設内虐待等に対する対応」が審議項目にあがり、当会からも「内部通報の義務化」「施設内虐待の公的機関による調査の義務化」「児童間暴力の防止策」「権利回復の迅速化」などの検討を求める意見書を提出しました。そして、さまざまな意見が交わされ、11 月 30 日、同委員会の答申が出されました。その中で特筆すべきは、「児童間における暴力・性暴力等を放置することは虐待（ネグレクト）」と位置づけたことです。（下記参照）

(3)施設内虐待等に対する対応

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書より

被措置児童に対する児童養護施設等職員や里親による虐待等に対応するため、施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模グループ形態の住居による養育事業を行う者及び里親が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を施設内虐待等と位置づけ、以下のような対策を講じる必要がある。

また、子ども同士の上記のような行為についても、これを施設職員等が放置した場合は、虐待（ネグレクト）として位置づけ、これに適切に対応することが重要である。

- ・施設内虐待等を受けた子どもが、都道府県及び(1)に記載した都道府県児童福祉審議会に対して届け出ることができるようにすること
- ・施設内虐待等を発見した場合に職員等に都道府県への通告義務を課すこと及び第三者に通告に関する義務を課すこと並びに(1)に記載した都道府県児童福祉審議会に対し通告できるようにすること
- ・都道府県及び都道府県児童福祉審議会に対し届出をした子ども及び通告した職員等に関する秘密の保持義務を課すこと
- ・通告した職員等に対する施設による不利益取扱いを禁止すること
- ・届出、通告があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分及び子どもの保護等都道府県が講じるべき措置を明確化すること
- ・国が施設内虐待等に関する検証・調査研究を実施すること及び都道府県が施設内虐待等の状況等について公表すること

さらに、都道府県は、施設内虐待等を受けた子どもについて、一時保護などの必要な対応を速やかに行うとともに、当該施設等に入所する他の子どもについての適切なケアを確保するべきである。

また、都道府県は、施設の運営改善に向け、第三者を含めた対策チームを設置して施設内虐待等が再び起こることがないよう助言、指導を継続して行う等の対応をする必要がある。その際、運営改善の取組が着実に進むよう当該施設やその法人はもとより、都道府県、児童相談所、関係団体のそれぞれが、その求められる役割を確実に果たすべきである。

また、具体的な対応方法について、その全国的な共有化を図るため、国において各都道府県における施設内虐待等の事例や具体的な取組等を収集・分析し、その結果を踏まえて、各都道府県における対応方法や予防策について検討するとともに、そのガイドラインを作成する必要がある。

施設内における暴力は自治体の責任であるという最高裁判決が出されました

平成 19 年 1 月 26 日、愛知県の児童養護施設「暁学園」に入所中の児童が、他の児童 4 名に集団暴行を受け、高次脳機能障害が残った事への損害賠償請求訴訟の最高裁判決が出ました。愛知県は、「施設職員の日常的な養育監護は公務員の職務と言えない」と主張しましたが、最高裁は「都道府県の判断で児童を措置入所させる場合、施設職員の行為は公務員としての職務と考えるべきだ」との判断を示し、愛知県のみ約 3375 万円の支払いを命じました。

1 2 月 2 0 日、千葉県の子童養護施設「恩龍園」の一審判決

千葉県の児童養護施設「恩龍園」の子童虐待事件は、1995 年 8 月、児童相談所へ「千葉恩龍園で児童虐待が行われている」との匿名電話から発覚しました。千葉県及び児童相談所は、調査の結果、虐待の事実を確認し、恩龍園に対して、児童相談所及び県児童家庭課が指導しました。しかし、大濱浩園長に対する処罰はありませんでした。

その後、平成 12 年 3 月 10 日に、卒園生ら 13 名が、千葉県・社会福祉法人恩龍園・元園長大浜浩に対する損害賠償請求訴訟を千葉地裁に提訴したが、審理はなかなか進まず、今年 12 月 20 日に、ようやく一審判決がでることになりました。

岡山県の児童養護施設「津山二葉園」では、元園長が経営するパン屋で児童を早朝から深夜まで働かせたり、袋づくりの内職を深夜まで児童に強制し賃金も支払わないなどの児童虐待・児童強制労働がありました。

平成 15 年 7 月、卒園生らが損害賠償請求を求めて岡山地裁に提訴しましたが、今年 9 月に、ようやく結審し、12 月 13 日に一審判決の予定でしたが、判決延期となりました。

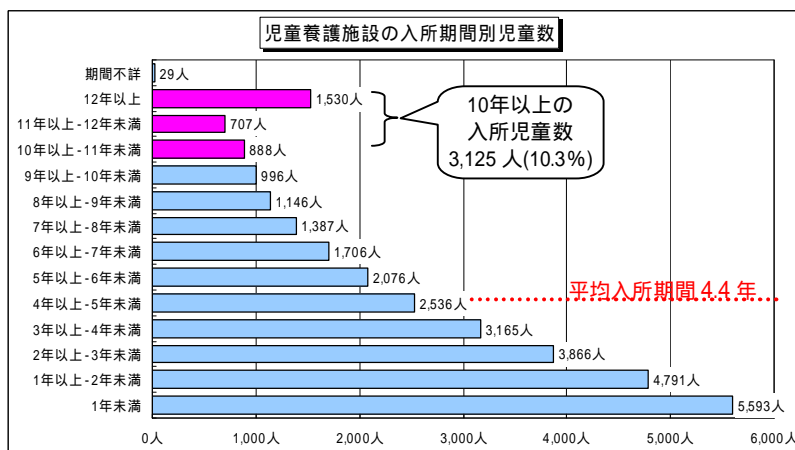
このように、児童養護施設で起きた児童虐待や児童への権利侵害に対する回復は、裁判を経ても、時間がかかります。

子ども時代の全てを乳児院・養護施設で育つのは、社会的ネグレクトです

厚生労働省の 5 年ごとの調査「養護施設入所児童等調査結果の要点（平成 15 年 2 月）」では、児童養護施設の入所児童の平均入所期間は 4.4 年となっています。しかし、10 年以上児童養護施設に入所している児童数は 3,125 人であり、全入所児童(30,416 人)の 10.3%にあたります。

さらに、平均入所期間 4.4 年を超える、5 年以上入所している児童数は 10,436 人であり、全入所児童(30,416 人)の 34.3%にあたります。

さらに、乳児院から児童養護施設に措置変更された児童は 5,557 人であり、養護施設入所児童(同上)の 18.3%にあたります。



平成 19 年 3 月現在、要養護児童 36,326 人の措置割合は、里親家庭 3,424 人(9.4%)、養護施設 29,889 人(82.3%)、乳児院 3,013 人(8.3%)と、90.6%もの子どもが施設で育っています。

片や、登録里親 7,882 家庭のうち、子どもが委託されているのは 2,453 家庭(31.1%)と、5,429 もの未委託里親家庭があります。62 都道府県政令市のうち、33 の自治体(53.2%)が、登録里親への児童委託率が 10%以下です。

このような子ども時代の大半を乳児院・養護施設で育ち、里親家庭への委託もない状況は、子どもの権利条約第 20 条「子どもの家庭で育つ権利」の侵害です。乳児院・養護施設は、短期入所施設とし、長期になりそうな児童については、積極的に里親委託を行うよう児童相談所に義務づけし、結果として子ども時代の全てを施設で育つ子どもが出ないようにして下さい。

施設内虐待を許さない会(E-mail STOP@yogo-shisetsu.info)

詳細は HP へ「STOP! 児童養護施設内虐待」 URL <http://gyakutai.yogo-shisetsu.info/>